

## 地区計画の区域内における行為の届出について

### 1. 届出について

地区計画の区域内におきましては、地区計画の内容に沿ったまちづくりを行っていただくため、建築物の建築など以下にお示しする行為を行われる場合は、届出を行っていただく必要があります。（都市計画法第58条の2）

### 2. 届出の対象となる行為について

地区計画の区域内の届出の対象となる行為は次の行為です。

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

### 3. 地区計画の内容について

地区計画の内容については、各地区計画の計画書、計画図をご覧の上、地区の区分に応じた内容に適合するよう計画する必要があります。

特に建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限がある地区につきましては、届出前にご相談ください。

### 4. 届出を行う時期について

行為の届出につきましては、行為に着手する日の30日前までに、所定の届出書に必要事項をご記入の上、届出を行ってください。（正副各1部必要です。）

その際、別添の「届出書提出の際の添付図書について」をご覧の上、行為の種類に応じた図書を添付して届出を行ってください。

## 5 . 届出の内容を変更されるときについて

当初の届出を行った後、設計又は施行方法を変更しようとするときは、その行為に着手する日の30日前までに、所定の変更届出書に必要事項をご記入の上、変更に係る箇所を明示した図書を添付して届出を行ってください。（正副各1部必要です。）

## 6 . その他

地区計画の区域内における行為の届出を行われる際は、その行為を行われる位置につきまして、事前に都市計画課備え付けの図面でご確認の上、届出を行ってください。

なお、地区計画の区域内における行為の届出及び添付書類などにつきまして、ご不明な点などございましたら、ご相談ください。